



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

標準費用モデルに沿った 官僚機構費用の事前評価に関する ガイドライン

平成20年3月

(財) 農 林 水 産 奨 励 会
農林水産政策情報センター

はじめに

ドイツでは、事前評価はしっかり行われている。

その判断基準のひとつが「官僚機構費用」であり、そのコストを計算する際には、スタンダードコストモデルが用いられている。

ドイツにおける「官僚機構の削減」とは、乱暴な言い方を許してもらえれば、わが国でいう「許認可整理」のことである。これにより、市場経済への対応を容易にするとともに、規制があることによって生ずる申請料などの事務的な経費や、当該規制のための人員配置に要する様々な経費、規制のために民間が要するかかりまし経費、等の「官僚機構経費」を削減していくことが目指されている。

ドイツ調査を実施するにあたり、当初、日本の行政管理的な概念から、「官僚機構の削減」とは、定員削減や組織の縮小といった行政改革を目指したものと考えていたが、調査の結果、「リンクしてはいない」とのことであった。

スタンダード・コスト・モデル (Standard Cost Model : SCM) は、オランダで初めて考案され、現在では国際的評価を得ている「標準費用モデル」である。

オランダの SCM に賛同する EU 参加国、デンマーク、イギリス、スウェーデン、ノルウェー、ベルギーなどでは、オランダの SCM を基本とした計測法により、官僚機構費の計測がすでに実施されている。OECD では、参加 8 カ国による国際ネットワークを構築している。EU もすでに SCM に基づく計測モデルを開発しており、ヨーロッパ全土におよぶ基準作成の前兆とも言うことができる。

ドイツでは、SCM を適用し、官僚機構費用を削減することにより、年間 200 億ユーロの節約が見込まれている。

このように、全ての新規プログラムやプロジェクトに、オランダのスタンダードコストモデルを基に開発した自国用のモデルを用い、規制による様々な費用を計算して便益等と比較する事前評価を行うことは、当センターでは、今後、グローバルスタンダードになるのではないかと考えていたところ、ドイツ調査でお世話になったドイツ連邦政府内務省第 0 2 課の Brigitte von Piechowski 氏からこのガイドラインを紹介されたので、翻訳して広く紹介することとした。

多くの政策評価担当者にお読みいただき、参考になれば幸いである。

目 次

はじめに

1	背景と序文	1
2	官僚機構費用の事前評価と説明	2
第 1 段階	情報提供義務の検証	2
第 2 段階	代替案の調査と情報提供義務簡素化の可能性	3
第 3 段階	価格構成要素の評価	4
ステップ 3.1	データ要求	5
ステップ 3.2	基準となる活動	5
ステップ 3.3	所要時間	7
ステップ 3.4	標準価格	8
ステップ 3.5	更なる費用の考慮	9
第 4 段階	量的要素の評価	9
ステップ 4.1	周期性	9
ステップ 4.2	件数／該当する企業	10
第 5 段階	総合結果の確定	10
第 6 段階	政府法案における官僚機構費用の叙述	11
ステップ 6.1	前文にて叙述	11
ステップ 6.2	提案理由説明（Justification Statement）にて叙述	12
第 7 段階	データバンクへの提出	15
3	付録	16
3.1	ドイツ連邦内務省（BMI）の通達文	16
3.2	CASH の表	18
3.3	連邦統計局の料金表	19
3.3.1	料金表に関する方法的解説	19
3.3.2	連邦統計局の料金表に関する事前評価	20
3.3.3	判定レベルに沿った行政業務	21
3.4	官僚機構費用を算出・叙述するためのエクセル・ツール	23
3.4.1	空欄のデータ表	23
3.4.2	投資草案を例に取ったエクセル・ツール（抜粋）	24

【1 背景と序文】

連邦政府共通業務規定に則り、2006 年 12 月 1 日より連邦省は総括的規制影響評価（GFA）の一環として、情報提供義務により経済界、国民、行政に対して生じる官僚機構費用を事前評価するよう、そしてそれを立法において実証できるよう表明することが義務付けられている。国家法規監理委員会（NKR）はその法案に対して、連邦政府共通業務規定（GGO）の要求がどの程度考慮されたかを調査する。（参照：ドイツ連邦内務省（BMI）の書簡、付録 3.1）

このガイドラインは、2006 年 12 月 5 日に、「国家法規監理委員会」と「官僚機構削減と法規制改革のための事務局」が各省庁と密接な連携をとりながら開催されたワークショップを基に作成された。立法に関係する省庁の担当官が作業ガイドとして用いるよう、初期段階での事例や提案が連邦政府共通業務規定で定着した基準に沿って立法過程の中に取り入れられる際、草案段階という初期の段階で考慮されるのが目的である。

判定の基礎となるのは、以下の三つの質問事項である。

- ① 情報提供義務により負担が予測される官僚機構費用は、量的に算出され、包括的に叙述されているか。
- ② 官僚費削減につながるような代替案は、充分検討されたか。
- ③ 予定の規定目標を満たすもので、負担の最も少ない代替案が選択されたか。

国家法規監理委員会は、各省庁と事前に非公式な調整を行うことが可能である。

提出された事前調査を、必要以上に手間をかけず、系統的に審査するには、各省庁がなるべく統一のとれた方法で事前調査を叙述することが大切である。（参照：第 6 段階での叙述）。事前評価の構想が実施される場合、立法関連の担当官は、この国家法規監理委員会より指定された事前調査のための形式を考慮すべきである。

後日なされる計測のために、事前評価の範囲内で担当部局の検討事項を順番かつ詳細に記述することが好ましい。

このガイドラインは、新情報が入手され次第、各省の管轄と連携、調整を取りながら、定期的に更新される。

【2. 官僚機構費用の事前評価と説明】

ケーススタディの経験では、下記のような順を追った取り組み方が有効であった。

事前調査を実施する際の 7 段階の手順。

その 1：情報提供義務の検証

その 2：代替案の検証と情報提供義務簡素化の可能性

その 3：価格を構成している要素の評価

その 4：量を構成している要素の評価

その 5：総合結果の調査（官僚機構費）

その 6：政府草案の証明と説明

その 7：データバンクへのインプット（規定発効後）

第 1 段階 情報提供義務の検証

具体的規定計画の中において、新たに提出しなくてはならない情報提供義務の有無およびその新情報提供義務を特定する。その際 考慮すべきは、規定計画により 一つと言わず多数の情報提供義務が含まれている場合があることである。

構成要素の測定と異なるのは、経済界の情報提供義務が新たに増えるだけではなく、国民や政府の新情報提供義務も検証しなくてはならないからである。国民や行政に関しては、経済界の標準費用モデル方式に比例するような詳細な方法がまだなく、国家法規監理委員会は、2006 年 11 月 23 日の委員会議で、情報提供義務の検証が最低限の要求として決議された。この情報提供義務の費用の定量化を実施するのは、相応の出費範囲で評価が可能な場合に限られる。

情報提供義務の確定のための基本は、国家法規監理委員会法と連邦政府が提示した定義のための手法ハンドブック〈Methodenhandbuch〉である：

「情報提供義務とは、法律や条令、法規、規約や行政規定に基づいて発生する義務で、データや他の情報を行政や第三者のために調達する、保持する、伝達する、ことを意味する。」「該当するのは、原則として、経済界、国民、行政による全ての申請書、申告用紙、統計書などの実証義務や文書化義務などである。」

事前評価の中でも、次の 3 種の情報提供義務は、区別して調査する：

a) 新しい情報提供義務

政府草稿により新たな情報提供義務が発生するもの。

新たな情報提供義務により、基本的には負担が生じるもの。

b) 現存する情報提供義務の改善

政府草案により現存する情報提供義務の改善および情報提供義務を具体化させるもの。それにより結果として発生したコスト・パラメーターの改善を目標としている。

この改善により、負担の増加にも軽減にもつながる結果が現れる。その背景として、これまでの情報提供義務による費用も考慮されなくてはならない。

c) 現存する情報提供義務の廃止

政府草案は、現存する情報提供義務の廃止を伴うことを目標に定める。

情報提供義務の廃止は、原則的には負担軽減につながる。したがって、これまでの費用のみ考慮すればよい。

規定計画との関連で、現存する情報提供義務や I-DEV データバンクで集計され、計測された情報提供義務が簡素化される場合（つまり、現存する情報提供義務が負担軽減効果のある方向へ変更された場合）、連邦統計局は削減効果の計測を開始できる。しかし、前ページの 7 段階の手順のうち、その 2 からその 5 までを実施する省では、この情報提供義務が発生せず、その 6 に進むこととなる。

各管轄部局は、削減効果が数字化されるよう細心の努力を払うべきである。なぜならば、事後の削減義務の基準に適合したことにより評価されることがあるからである。

第 2 段階 代替案の調査と情報提供義務簡素化の可能性

この事前調査の目的は、新情報提供義務および改訂情報提供義務により発生する費用負担を、発生した初期の段階から、実現可能な限り、妥当な範囲で、低く抑えることである。

- a) 調査では、予定されている情報提供義務に対して代替案があるかどうか、これはなぜ採用されないのか、採用されるべきでないのか、を簡潔にまとめる。
- b) 第 1 段階で検証された各々の情報提供義務に対して調査の必要がある場合には、情報提供義務の代替的形態では負担が軽減されないのか、または情報提供義務を定義している規定の代替案では軽減に結びつかないかを調査する。

この件に関して、下記の質問が有意義である。

- * 適応範囲において、適切な削減は可能か？
- * 中小企業に対して例外措置は取れるか？
- * 頻度（参照：ステップ 4.1）の削減は可能か？
- * 個人情報要求（参照：ステップ 3.1）の廃止措置は取れるか？

＊他の部署にデータは存在するのか、閲覧可能か？

＊現存する情報提供義務の範囲内で該当する情報提供義務の条件は満たされていないのか、または相応にまとめることはできないのか？

＊IT による解決策で負担軽減には結びつかないのか？

代替案調査は情報提供義務を満たす目的をできる限り簡単に行うという観点で行う。政治的物質的内容は討議の対象ではない。

代替案調査は、もう少し後の段階で行われてもよいが、第 5 段階よりは前に実施すること。

第 3 段階 価格構成要素の評価

第 3 段階では、情報提供義務を満たすための価格が決定される。主にこの段階で確認されるのは、情報提供を満たすために必要な**要求データ**と遂行しなければならない行為（**基本的活動**）である。さらに、個々の基本的活動の価格を、**必要時間**、**労働費用**（料金）、**その他の費用**により決定する。

$$\text{価格（ユーロ）} = \text{時間（時間）} \times \text{料金（ユーロ／時間）} + \text{他の費用（ユーロ）}$$

個々の基本的活動に必要な価格の集積により、情報提供義務を遂行するために必要な費用を決定する。

現在の算定法と新情報提供義務の価格評価との決定的違いは、新情報提供義務の算定にあたって、情報提供義務に関する行政手続費用を計測しない点にある。各々の新情報提供義務にあって、それがヨーロッパ法に基づくものであろうが、国際的手順を踏んだものであろうが、全て予測される必要行政費として評価されなくてはならない。

現時点で算定結果が出ていないかぎり、管轄幹部がハンドブックの定義を基に総合的な情報提供義務として導入するかどうか、評価する必要がある。担当者が新しく総合的情報提供義務を設定すべきであるという結論に到達した場合、連邦統計局が全般的に この評価を行うことになる。連邦統計局がこの評価を行った後は、第 6 段階に移る。

情報提供義務が総合的ではない場合、各省庁が価格構成評価を行う。この際、すでに存在する調査や研究計測結果などがあれば、それらを優先的に使用すること。また、自身の経験値を採用することができ、その際 連邦統計局などの専門機関に相談することも可能である。

その後、個々の価格パラメーターや考慮された事項は事前評価枠内で解説される。

ステップ 3.1 データ要求

個々の情報提供義務において情報提供義務を満たすためには、どのデータ要求が必要で提出されなくてはならないかということを決める。文字通り、データ要求とは法律によって指定されている あらゆる個々の情報を提供するよう要求することである。つきつめて言うと、各々の分野のあらゆる書式書類の空欄部がデータ要求のひとつである。しかし事前評価の段階では、あまり詳細に及ぶ厳密性は実用的ではない。金額的規模が故に、分類して詳細な説明を必要とされない限り、個々の情報を意義のある単位で整理分類した方がよい。

例 1 : 「認定過程」

「規制されている治療法系の職業の営業所に対する認定過程」においては、原則的に以下の法的データが要求される。

- 申請書
- 国籍証明書
- 職業資格認定書
- 法的営業許可書

例 2 : 「公的記録簿の記載」

一般的情報提供義務の範囲における「訪問者の記録簿の記載」とは、最低限 来客の日付、到着・出発時間などが必要となる。記録簿は一つの単位と見なされ、主に一人分を記入するのに必要な所要時間が問題となる。

特に広範囲に及ぶ書式やデータ要求の場合、分化された考察の方が有意義なことがある。オランダの経験に基づくと、特に財政法や社会保険法の場合、書式の個々の構成要素が原因となり、より多くの経費を必要とする。このようなケースでは、適切な内容に沿った分類が推奨され、簡素化の可能性もわかり易くなる。

データ要求の分割

多数のケースにおいて情報提供義務を遂行するために様々な類似する一群が発生する。例えば、企業の一部は 5 件のデータを提供する必要があり、他の企業は皆 10 件のデータを提供しないといけない場合、二つの異なる区分とすることができる。

様々なケースの傾向から、行政手続に必要なそれぞれの（時間的）出費を伺うことができ、その適用頻度も大きく異なる。この背景を踏まえて、全体的考察に関連するケースの傾向を注視する必要がある。

ステップ 3.2 基準となる活動

情報提供義務を満たすために必要となる費用を評価するために役に立つのは、具体的に作業過程を再現することである。例えば、ある企業の手順を個々の標準的作業区分ごとに（標準活動）分類していく。

オランダの経験を基に、下記のような**一般的標準工程**が作成された。

	一般的標準工程	解説
I	習熟・情報提供義務に熟練していく	情報提供義務が定期的に変更されたり、稀にしか使用されない場合
II	情報の受入	例えば、企業はどのようにして申請書を入力するのか、電子的に処理できるか
III	必要な情報の収集	企業内ではどの情報が入手可能か
IV	要求される情報や数値・データの評価	その情報は情報提供義務を満たすために十分なものか
V	要求されるデータのファイリングや入力	申請書の記入、文書による届出の準備
VI	算出や評価の実施	企業はどのような算出と評価が必要か
VII	情報の印刷および記録	収集されたデータの処理と提出
VIII	結果の修正・監理	結果の修正・監理のために必要な費用
IX	第三者情報の取り込み	例えば、第三者からの実証を得るために必要な費用
X	コンサルティング	相談や助言の必要があるか
XI	説明、解説	指定されている書式以外に更なる解説、解明は必要か
XII	清算・支払い	第三者への注文の場合、絶対必要な事項
XIII	情報の送付	企業から官庁への情報伝達に必要な枠組み条件
XIV	情報の記録監理	企業の将来的データ処理に必要な要求

この一般的標準工程は、原則的にあらゆる情報提供義務に適応可能であり、特殊な標準工程を作成する際に参考として使用することができる。算定者にとっては、その都度、専門の手引きとして基本的質問点や手がかりとして、原則的にはあらゆる情報提供義務に当てはめることができる。今回の課題は、例えて言うと、一般的標準工程を個々の情報提供義務の言語に翻訳するようなものである。

一般的標準工程を使用する際、下記の観点において注意が必要である。

- ① 実践において、上記されている工程すべてが情報提供義務に必要であるというわけではない。
例えば、社会保険事務所に毎月提出する書類がある場合、習熟の必要はない。なぜならば企業の担当者が型どおりの業務として、すでに熟練しているであろうと思われるからである。
- ② 工程手順の中の多くは、例えば算出は 適応する IT を駆使しながら自動的に処理することができるので、自動処理され、さほど所要時間を必要としない。
- ③ 考察は、常識的効率的行動に基づいて行われる。

例えば、ベルギーの「乳牛補助金の申請手続き」の場合、その特殊工程への「翻訳」は以下のように進展する。

データ要求	標準工程
申請	II. 情報収集
	III. 申請する家畜の数を決定、家畜の選択
	V. 申請書、同封物の記入
牛用パスポート	VII. 牛用パスポートのコピー
	VIII. 申請書類の提出

乳牛補助金の申請過程において、必要な申請書と牛用パスポートのコピーを提出しなくてはならない。以上の5つの行為は、通常の効率で申請工程を行った場合を想定した**特定の標準工程**である。

この例題で鮮明となるのは、一般的標準工程において羅列されている工程すべてを応用するわけではないということである。したがって、習熟負担（一般的標準工程 I）や特定のコンサルティング負担（一般的標準工程 X）などは省略されている。

さらに明らかとなるのは、「各々の情報提供義務に沿っての翻訳」とは何かである。つまり、一般的標準工程に「申請を行う家畜数の決定」というような項目はない。申請の準備は外され、一般的標準工程 III の「必要な情報収集」に取って代わる。

ステップ 3.3 所要時間

更なる情報提供義務にかかる費用の構成要素を成すものとして、標準工程を全うするために必要な所要時間がある。つまり、標準工程を確認後、以下のような事柄にどの程度時間がかかるか決定する。

- 書式を記入する
- 口頭伝達事項をまとめる
- 証明書などの書類をコピーする

事前評価過程において企業ではこれらの発生費用の基準を測定したり、詳細な調査を行ったりはしない。したがって、すでに存在する経験値を土台にして実務的な査定を行うべきである。以下のような段階を踏んだ取り組み方が望ましい。

1. 調査済み結果に立ち戻る

すでに計測済み情報提供義務と比較しうるものである場合、当初からそのパラメーターを使用すべきである。

2. CASH 図表の使用法

比較可能なデータが存在しない場合やコピーをする、情報を郵送する、などの日常的工程に過ぎない

場合、CASH 図表（オランダの行政標準活動分類表）に立ち戻るべきである。（参照 3.2）

CASH 図表は、上記の一般標準工程に沿って分単位の値を簡単・中程度・難しいの三つに分ける。CASH 図表から読み取れる どの値も更なる考え方の出発点でしかない。CASH 図表により得られる時間値は、専門家の観点から理由付けられた評価により調査されたものでなくてはならない。負担を強いような根拠がある場合は、つまり図表から得た値が、どう考えても多分、過少または過大に評価されている場合、専門家の目から「正しい」値を評価に使用すべきである。

3. 調査の評価

CASH 図表からもっともらしい時間値を得られない場合、専門家による独自の評価を行うべきである。

ステップ 3.4 標準価格

標準工程と所要時間の決定後は、工程を実行するための労働費用を決定する必要がある。官僚機構費用を算出するためには、連邦統計局の標準料金表を基本とする（参照 3.3）。標準料金表は、経済的分科と品質レベルを区別する。

分野特有の料金と分野横断的な料金

分野特有の料金が適用されるのは、その情報提供義務が特殊な経済分野にのみ該当する場合に適用される。例えば、金融サービスに対する請求書納品義務が「カテゴリーJ」の信用販売と保険業界」のみに適用される場合などである。また分野横断的な料金が適用されるのは、例えば、一般的売上税法のように特殊な経済分野が問われていない場合である。

格付けレベル

また格付けレベルにより標準料金表は 容易、中程、高度と三段階に分かれている。

- 容易な格付けレベルは、単純事務に相応する。
- 中程な格付けレベルは、会計系の行政業務に相応する。
- 高度な格付けレベルは、幹部の行政業務に相応する。

特有の料金

情報提供義務を満たすための標準活動も企業自身が行うのではなく、例えば租税コンサルタントのような外部の専門家により施行される場合が多々ある。このような専門家のためにまた別の料金表がある。事前評価のために雇う租税専門家は、別料金表により時給 65 ユーロを受領する。

その他、連邦統計局は、賃金や給与に関する広範囲に及ぶ、分科されたデータを提供する。情報提供のために正当な特殊な料金表の額を超えるような出資の必要性があった場合、連邦統計局に要請し、相応の個人的評価を受けることができる。

情報提供義務のために必要となった国民の消費時間は金額に換算されず、行政費用はすべて時間として叙述される。

ステップ 3.5 更なる費用の考慮

消費時間以外に情報提供に必要な経費として考えられるのは、例えば以下のような費用である。

- 情報提供義務を遂行するために必要となったソフトウェアの費用
- 情報を郵送するために必要となった郵便料金
- コピー代
- 写真代

標準費用モデル調査において、情報提供義務を遂行するためにのみ必要と思われる取得費用は考慮されるが、一般的文書作成ソフトは取得費用として考慮されない。

情報提供義務を満たすために第三者より得たサービスにより発生した料金や報酬で他の誰にも代理のできないもの（例、建築家に依頼した設計図）や行政により発生した出費であって、情報提供義務の変更によるものでない場合には、必ず前文の E の欄に複写すること。ただし、具体的に情報提供義務を満たすために発生したものである場合は、個々のケースによっては、F の欄に提示すること。

第 4 段階 量的要素の評価

この調査の第 4 段階では、年間に適応される情報提供義務の量的要素を決定する。この量的要素は、周期性と件数／該当する規定の適用者および関連企業 により構成されている。

$$\boxed{\text{量}} = \boxed{\text{周期性}} \times \boxed{\text{件数／該当企業}}$$

ステップ 4.1 周期性

周期性は年間にどれほどの情報提供義務が規定適用者や企業により適用されているかを表す。区別しなくてはならないのが、ケースごとの情報提供義務や法律で定められた伝達頻度である。

雇用者が毎月従業員の給与を社会保険事務所に提出しなくてはならないとすると、周期性は 1/2 である。情報提供義務が毎年 5 年ごとだとすると、周期性は 0.2 となる。

件数ごとの情報提供義務だとすると、年間の件数／該当する企業 と評価ができる。

$$\boxed{\text{量}} = \boxed{\text{件数／該当企業}}$$

ステップ 4.2 件数／該当する企業

量的要素の第 2 番目の構成要素は、「件数／該当する企業」である。量的要素を決定するにあたって前述の標準工程は、個々のケースでは様々な頻度を明示する。

例

雇用者が毎月従業員の収入を社会保険事務所に提出する義務がある場合、まずは個々の従業員に対するある一定のデータ（件数）を作成しなくてはならない。

もう一方では、統合された形で企業の全従業員のデータを移動させなくてはならない。しかし、「送る」という行為に関して、提出する施設や関連する企業の数を決めなくてはならない。

量的パラメーターを決定する拠所

量的要素を決定するにあたり関連情報は、様々な組織から入手することが可能である。例えば連邦当局、州の省庁、地方の役所、（連邦統計局や、交通・建設・都市開発省、連邦自動車局、連邦雇用局、連邦行政局など）団体、商工会議所、手工業会議所、職能代表組合や研究所などである。

データや統計が取得できない場合も、量的要素の おおまかな評価が 必要であり、可能であれば分野別に行うべきである（ステップ 3.1 参照）。このテキストの中で推奨されているのは、省庁がざっと計算をして大まかな数字を出すこと。それにより、自らの経験と「コモンセンス」に基づく最初の数字を割り出し、討議にかけることができる。必要とあらば、この最初の数字を更なる立法過程において、国家法規監理委員会や他の省庁、該当する経済業界参加者と共に再調整することも可能である。管轄の担当者は、国家法規監理委員会のために概算の根拠を文書化すべきである。

該当グループが巨大で 総額に対してかなりの不安が生じている場合、連邦統計局がサポートする。

第 5 段階 総合結果の確定

これまでの段階で行われた作業の結果として、行政費用のパラメーターが せめて概算として提示されているはずである。量的要素と価格要素の積は、規定適用者（企業／国民／行政）の予測される全体的行政費である。場合により、以下の費用も考慮する必要がある。（ステップ 3.5 参照）。

$$\boxed{\text{官僚費用(ユーロ)}} = \boxed{\text{価格(ユーロ)}} \times \boxed{\text{量}}$$

上記のベルギーの例によると、「申請手続き と 乳牛補助金」の総合結果は以下の通りである。

データ要求	標準工程		申請件数		周期性		時間 (時)		労働賃金 (ユーロ)		官僚機構費 (ユーロ)
申請	1	情報収集	8,400	×	1	×	30/60	×	13.80	=	57,960
	2	申請する家畜数を決定、 家畜の選択	8,400	×	1	×	65/60	×	13.80	=	125,580
	3	申請書、同封物の記入	8,400	×	1	×	56.50/ 60	×	13.80	=	109,158
証明書	4	牛用証明書のコピー	50,400	×	1	×	5/60	×	13.80	=	57,960
	5	申請書類の提出	8,400	×	1	×	5/60	×	13.80	=	9,660
											360,318

計算の基礎となっているのは、およそ 8400 件の乳業助成金に対する申請書である。1 件の申請に対して 1 から 5 までの作業手順が必要である。また、4 番目にリストアップされている項目は、申請一件に対して平均的に 6 種類の牛用証明書がコピーされており、そのために必要な所要時間は一回あたり 5 分である。

また、その個々の活動のために調査された時間的パラメーターも明らかである。料金としては、付録 3.3 の農業と林業分野 関連表に照らし合わせると、作業の質的 格付けレベルとしては「低い」と認識された。

全てを合算すると、申請工程に必要な費用は年間 360,318 ユーロである。

第 6 段階 政府法案における官僚機構費用の叙述

GGO（連邦政府共通業務規定）の付録 5 によると、企業・国民または行政のために情報提供義務が導入されるか、簡素化されるか、廃止されるのかを 前文の F 項目に記載するよう指示されている。

GGO 第 44 条 5 項によると、NKR 法（国家法規監理委員会法）の第 2 条 1 項の意味での官僚機構費用は法案根拠に叙述することとしている。

政府法案の中に、調査段階 1 から 5 における基本的結果が要約されている。根本的には、前述された 3 点の質問（2 ページ参照）に返答する形式で結果表示されている。

ステップ 6.1 前文にて叙述

連邦政府共通業務規定によると、基本的には 前文は 1 ページ以内でなくてはならない。これらを踏まえると、項目 F の「F. 官僚機構費用」の欄でのみ事前調査の主要結果が表明されていると考えられる。前文で返答を求められるのは、特に以下の点についてである。

経済界での官僚機構費用

- 新たに導入されたり、変更されたり、廃止された情報提供義務は何件あるか？
(該当する件数を提示)
- 事前評価により予測される純負担および負担軽減は？
前文においては、情報提供義務により発生するプラス・マイナスの差し引きを叙述すればよい。

国民の官僚機構費用

- 新たに導入されたり、変更されたり、廃止された情報提供義務は何件あるか？
(該当する件数を提示)
- 依然、方法論的基礎が確立していないので、費用に対する適切な評価が可能であれば、相応な叙述をするべきである。

行政の官僚機構費用

- 新たに導入されたり、変更されたり、廃止された情報提供義務は何件あるか？
(該当する件数を提示)
- 依然、方法論的基礎が確立していないので、費用に対する適切な評価が可能であれば、相応な叙述をするべきである。

前文にて官僚機構費用を叙述するのに、以下のような**文章サンプル**が考えられる：

官僚機構費用の削減を目標に据え、つまり法的情報提供義務による負担を顕著に削減するために、当法案は重要な貢献をしている。

a) 経済界の官僚機構費用

当草案は、3 件の新たな情報提供義務を含む。更に、現存の 4 件の情報提供義務が変更される。
事前調査の結果、当草案による純負担軽減額は 1000 万ユーロが予測される。

b) 国民の官僚機構費用

国民のために新たに導入されたり、変更されたり、廃止された情報提供義務はない。

c) 行政の官僚機構費用

行政に関しては、一件 新しい情報提供義務の法案がある。

ステップ 6.2 提案理由説明 (Justification Statement) にて叙述

前文と異なり、根拠項目では情報提供義務とそれに伴って発生する費用に関する、より詳細な説明がなされる。

官僚機構費用の解説と計算を簡素化しようと、エクセル・ツールが開発された。これらを各省庁では要約した説明に使用することができる (付録 3.4 参照)。しかし、文章で説明されている部分すべてを代替するわけにはいかない。このツールは CIRCA (www.circa.bund.de) にて、または担当官を通して各省庁で入手可能である。

一般的要求 (General Requirements)

- 別の章 (Separate Section)

解説は、総合的提案理由説明の中の独立した章で提供されるべきである。

- 要約的導入

提案理由説明の中で官僚機構費用を解説するには、法案の総合的効果が要約されている導入部が必要となる。情報提供義務の目的が申請者の便宜を図るものである限り（例、助成金の認可、例外許可書の付与）、そしてそれによって講じる負担が利益に対して微々たるものであると評価された場合は、この旨を法案の総合効果にて強調することができる。

- 情報提供義務の透明性

官僚機構費用の透明性を持続するために、新たに導入されたり、変更されたり、廃止された情報提供義務については、個々に提案理由説明 (justification statement) の欄で対処すべきである。

個々の情報提供義務の叙述

官僚機構費用の叙述のためには、以下の提案理由説明の提出が必要である。

- 情報提供義務を含む条項の提示

- 情報提供義務の主要な価格パラメーターと量パラメーターの短い説明（第3段階と第5段階参照）

- 現存する情報提供義務が変更された場合は、価格と量のパラメータに及ぼす基本的影響を公表すべきである。

- 全ての情報提供義務に対して純官僚機構費用を表明すべきである。つまり、新しい負担や負担軽減などの差し引きを提示すべきである。

- 規制代替に関する要約と決定の理由

以下のような文章サンプルが考えられる：

第... 条によると、企業は毎月... に関して報告書を提出するよう定められている。情報提供義務は... を営んでいる全ての企業に該当する。これらの背景を踏まえて、情報提供義務の事前評価の基本となっているのは、20000 件におよぶ報告書である。情報提供義務を全うするために必要な時間は2時間で、労働に対して時給 28.50 ユーロが換算される。その結果、合計 320 万ユーロとなる。

現行の条項（第... 条）と比較して 100 万ユーロに上る負担増が予想される。これらは、... に伴う更なる申請費用などであるが、結果的には経済界にとって負担軽減となるものを調査した。例えば、二ヶ月に一度報告書を提出するというケースの方が低価格に収まるであろうと予想されるが、決して保障できるものではなく...

多数に上る情報提供義務がある場合、(統合させた) 叙述

法案の中に情報提供義務の量が豊富な場合、統合させた説明が奨励される。この際、それぞれの情報提供義務に沿って、新たに導入されたもの、変更されたもの、廃止されたものを区別することを薦める。また、類似する情報提供義務の場合、共通点に関して統合的叙述がなされるべきである。更に、その記述方法はドイツの電子収入証明 (Elektronic Income Record = Elektronischer Einkommensnachweis=ELENA) 導入のために、法案のサンプルとして詳細に明示される。

ELENA サンプルの典型的な特徴は、官僚機構費用にとって類似した影響を与える情報提供義務が数多く含まれている点である。これらの法案には、新たな情報提供義務もあれば、変更されたものもある。そこで国家法規監理委員会は、この法案に対して以下のような統合的叙述を推奨している。

経済界の官僚機構費用の叙述

解説

経済界の官僚機構費用 当法案は、約 2 億 5000 万ユーロに上る合計負担軽減効果をもたらし、経済界における官僚機構費用の負担軽減に大きく貢献する。 最終的には現存する情報提供義務が変更され、経済界のために新しい情報提供義務が導入される。 <u>a) 変更された情報提供義務に必要な官僚機構費用</u> 現存する 17 の情報提供義務の改正により、特に社会的法律 (Social Law) において、合計 2 億 8800 万ユーロの負担軽減となった。以下の情報提供義務が改正された。 ● 社会法 II 第 57 条により、雇用者への情報 ● 社会法 II 第 58 条により、収入証明 ● ... 就労証明書に掛かる官僚機構費用： 現在の法律に従うと、雇用者は就労証明書 (社会法 III の第 312 条) を発行するために 11.52 ユーロが必要で、年間にすると約 979 万通の証明書が発行されている。つまり、現状の国民生活において この証書に関して算出するだけでも 1 億 1,278 万 800 ユーロの負担となっている。 全ての情報提供義務に当てはめてみる： 上記に明記された情報提供義務に関して述べると、今日、年間約 2,500	経済界における官僚機構費用の要約、特に純負担軽減値と「新」負担値の差し引き 純負担軽減の要約的叙述 変更した規定を箇条書きに列挙 就労証明書を例に取り、これまでの費用を要約して叙述 就労証明書の「単価」が他
--	---

万通の証明書が発行されている。この証明書の費用は、就労証明書の費用と比較可能である。このような背景の下、現在の負担額は総計 2 億 8,800 万ユーロである。この法案において、ELENA システムがこの情報提供義務に適應される。そして、企業にとって 22 種類の異なる証明書を発行するための時間はゼロへと改善される。したがって、情報提供義務の改正により 2 億 8,800 万ユーロに上る純粋な負担軽減がなされるわけである。 <u>b) 新しい情報提供義務に必要な官僚機構費用</u> 当法案により、経済界のために 5 件の新しい情報提供義務が導入された。それらに伴う官僚機構費用は、3,800 万ユーロと想定される。 以下の情報提供義務が新たに導入される： ●第 16 条により、データセットの移行 雇用者は毎月、データセットを中央記憶装置に送信するよう義務付けられている。この情報提供義務は雇用者の 12 万 6,000 箇所の事務所にて行われる。毎月 3,000 万件のデータセットが送信される。データセットの送信費用は 0.05 ユーロである。これが結果的に 1,800 万ユーロの官僚機構費用となる。 負担がより軽減されるような他の選択も検討された。例えば報告は、2 ヶ月に一回とすると経費削減につながるが、保証のほどがなく...	の証明書と比較可能で応用が利くので、適応させて算出し、叙述は一括して行う 「新たな」負担の叙述 新しい情報提供義務による官僚機構費効果の要約、表記 規定代替案を示唆
--	--

第7段階 データバンクへの提出

情報提供義務を導入したり、改正したり、廃止したりする規制計画が発効されると、管轄の省庁はそのデータを標準費用モデルデータベースに入力する。この際、IDEV システムが使用されるが、その有効性についてはすでに基本計測で実証済みである。そして原則的には、同様の特徴グループごとに統計局へ送信される。

基本計測に対して、さらに登録用紙を記入する必要がある、それは連邦統計局に宛てて その情報提供義務が新しいのか、改正されているのか、廃止されたものなのかを証明しなくてはならない。この情報に基づいて、更なるデータが要求される。例えば、もし提出可能ならば、事前評価予測値である。新しい情報提供義務や変更された情報提供義務を扱うときは、管轄の省庁が「2 年間（発効後）猶予期間達成」を「未達成」に変更し、情報提供義務が新しく発効された日、または改正された日にちを相当する欄に発効日として入力する。

【 3. 付録】

3.1 ドイツ連邦内務省（BMI）の通達文

ドイツ連邦首相官房、連邦省庁の部局長殿

案件：GGO（連邦政府共通業務規定）の第一次変更、
法規制改革のためのチェックリストの導入
2006 年 11 月 8 日の内閣決議

連邦政府、2006 年 11 月 8 日、連邦政府共通業務規定（GGO）を以下の通り改正した。

国家法規監理委員会を立法過程に組み込み、新しい法規案によって生じる官僚機構費用の算定において「官僚機構撤廃と法規制改革のための連邦政府調整官」〔Koordinator der Bundesregierung fuer Buerokratieabbau und bessere Rechtsetzung〕を「連邦政府特別問題担当者」〔Beauftragter der Bundesregierung〕の一覧表に追加することを決議した。

法規監理委員会は、将来的に情報提供義務によって生じる官僚機構費用の削減に協力するものとする。国家法規監理委員会を立法過程に組み込むことを前提とする。連邦政府の法案に各省と同じ段階で関与し、意見を表明する機会が与えられる。各省に対し、新しい法案を提出する際には、法案によって生じることが予測される官僚機構費の算定結果を、法案の前文および提案理由説明に記載することを義務付ける。

2006 年 12 月 1 日から適用される連邦政府共通業務規定（GGO）の変更は、2006 年 11 月 30 日に省庁共通公報 1133 ページにて公表された。（付録 1）。連邦政府共通業務規定の統合的要約はインターネットの www.verwaltung-innovativ.de/Buerokratieabbau で閲覧できる。

官僚機構削減と法規制改革のための内閣評議会において、2006 年 11 月に決議された内容は、より良い法規制のためのチェックリスト（付録 2）を将来的に内閣提出法案に添付するように、というものである。法規監理委員会へは企画草案を提出する際にチェックリストと共に、関与する時点で書類送付することとなる。チェックリストにより規制影響評価の結果や官僚機構費の測定、法的検証などを素早く把握することができる。しかし、連邦議会へ提出される法的提出物とはならない。

連邦政府共通業務規定の変更とチェックリストに関しては、過渡期の間、以下のような暫定措置が取られる：

2006 年 12 月より施行される、各省庁の決議が必要となる全ての立法計画（新草案）に関しては新しい手順が適応される。

2006 年 12 月 1 日以前に各省庁決議にかけられた立法案（古い草案）は、従来の手順どおり終結させることができる。その際、改正された新しい前文を添え、新しく導入された F 項目（「官僚機構費」）の

欄に「2006年12月1日以前の各省庁決議において導入された」などと注意書きしておくといいたいだろう。
なお、各省庁は、古い草案に対して早速新方式を取り入れることも可能である。

2006年9月30日（構成要素の収集を決めた日）以降に施行された規定や2006年12月1日（法規
監理委員会による分析記録が決定した日）以前に各省庁決議に至った規定については、適切な形で再確
認し、基本的構成を測定するべきである。

これらの変更点が連邦の官僚機構削減と法規制改革の近代化プロジェクトに書き加えられる。

ご質問に対しては、O2課が（電話 01888 681-1327/-2393）対応することとする。

責任者代表

Schlatmann（シュラットマン）

3.2 CASH の表

	一般的標準工程	容易 (分)	中程度 (分)	複雑 (分)	解説
I	習熟・情報提供義務に熟練していく	1	10	21	情報提供義務が定期的に変更されたり、稀にしか使用されない場合
II	情報の受入	1	2	3	例えば、企業はどのようにして申請書を入手するのか、電子的に処理できるか
III	必要な情報の収集	1	6	19	企業内ではどの情報が入手可能か
IV	要求される情報や数値・データの評価	2	6	15	その情報は情報提供義務を満たすために十分なものか
V	要求されるデータのファイリングや入力	1	5	9	申請書の記入、文書による届出の準備
VI	算出や評価の実施	2	5	12	企業はどのような算出と評価が必要か
VII	情報の印刷および記録	1	3	5	収集されたデータの処理と提出
VIII	結果の修正・監理	1	12	69	結果の修正・監理のために必要な費用
IX	第三者情報の取り込み	2	20	100	例えば、第三者からの実証を得るために必要な費用
X	コンサルティング	1	10	34	相談や助言の必要があるか
XI	説明、解説	1	14	54	指定されている書式以外に更なる解説、解明は必要か
XII	清算・支払い	1	4	5	第三者への注文の場合、絶対必要な事項
XIII	情報の送付	1	1	5	企業から官庁への情報伝達に必要な枠組み条件
XIV	情報の記録監理	1	2	2	企業の将来的データ処理に必要な要求

情報源：Nijssen, André F.M./Vellinga, Nico(2002)：MISTRAL 経済界の官僚機構費を計測するためのモデル [MISTRAL, A Model to Measure the Administrative burden of Businesses]、研究報告書 0110、Zoetermeer：EIM や Bertelsmann 財団（出版社）：官僚機構費計測のためのハンドブック、3／4 9 ページ。

3.3 連邦統計局の料金表

3.3.1 料金表に関する方法的解説

国家法規監理委員会法に従い将来的規制計画の価格構成を提示する必要がある、予測される消費時間を行政業務の料金表の経済範囲と照らし合わせて掛け算しなくてはならない。事前評価のためには品質格付けによる単純、中程、複雑というレベル分けが必要となる。

特にこの要求に応えるために、賃金や給料の統計を評価した行政業務の総計表が作成された。行政業務の賃金収入を特定するために、商業労働者の給料契約の評価に集中している。

基本となる賃金収入は、特別手当や（企業側の負担する）賃金付帯費用などを含む実際の労働時間に基づく。それに、賃金昇給により発生する追加要素などが料金の基本データとして足される。

この料金表は、各省庁の事前評価を行うための手助けとなる。目的は、要約された見やすいデータの準備であり、様々な情報提供義務の評価のために総計形式の料金表を用意することにある。個々のケースによっては、料金表のより詳細な区分けが必要となる。連邦統計局の賃金・給料統計のシステムには、もちろん多様な評価方法がある。それぞれのケースに沿った評価に関しては、相談に応じることとする。

賃金・給料統計システムを用いての評価についての質問や専門的質問については、直接 Joerg Decker（ヨルク・デッカー）氏に問い合わせること。

TEL : 0611-75 2261

E-Mail : Anja.nimmergut@destatis.de

3.3.2 連邦統計局の料金表に関する事前評価

経済部門	格付けレベル			平均
	低い	中程	高い	
A 農業、林業	13.8	18.4	22.1	18.1
B 水産業、魚の養殖業	16.1	23.8	29.9	23.3
C 鉱業、土石の産出	19.9	27.5	36.7	28.0
D 製造業	20.9	33.5	53.7	36.0
E エネルギーと水の供給	25.2	38.0	54.8	39.3
F 建築業	15.8	26.5	44.6	29.0
G 交易：自動車と消費財の維持・修理	20.4	23.9	38.9	27.7
H サービス業	11.5	18.6	23.7	17.9
I 交通と情報伝達	22.5	28.3	40.4	30.4
J 信販・保険業界	24.7	37.6	52.8	38.4
K 不動産と家屋、可動できるもののレンタル、経済的サービスの提供	18.8	28.9	46.4	31.4
L 公的行政、防衛、社会保障	21.2	32.6	52.4	35.4
M 教育と講義	20.7	31.9	51.1	34.6
N 健康、獣医薬、社会福祉	18.7	28.8	46.2	31.2
O その他の公的・個人的サービスの提供	19.0	29.3	47.0	31.8
経済全て（A－O）	19.3	28.5	42.7	30.2

1) 料金はユーロ／時間に表示されている

2) 経済的格付け、2003 年（WZ2003）出版

3.3.3 判定レベルに沿った行政業務

経済部門	格付けレベル		
	低い	中程	高い
A 農業、林業	若手職員	会計係	銀行、当局に対して会社を代表する責任ある立場にいる会計士
B 水産業、魚の養殖業	データ入力係、行政の下級職員	給与係員	収支決算係、課長、事務所長
C 鉱業、土石の産出	印刷物作成、データ収集	専門分野における自立的業務、 例：人事や総務に関して	重要部署の課長 (会計、会計検査、人事)
D 製造業	主に基本的業務（筆記、計算）専門教育必要なし	一般的指示に従った（人事関連）業務、専門的訓練必要	独立した責任のある立場から難題な課題を処理（人事課長）
E エネルギーと水の供給	事務経験初心者	経理事務	経理課長、会計課長
F 建築業	単純作業、短期間の習熟仕事、専門訓練不要	人事関連の事務作業	責任の重い地位、経営管理能力あり、指示権限あり、大学卒業および同等レベル
G 交易：自動車と消費財の維持・修理	簿記関係の簡単な事務処理を行う	会計事務の係長	運営・管理の長
H サービス業	管理下で行う単純作業	経営分野の担当官、運営助手	運営、経営の課長
I 交通と情報伝達	習熟により身に付ける単純作業	一般的指示により自発的に行う業務、専門的訓練が必要	総合的業務範囲におよぶ、自主的な自己責任による、特に困難で多様性に富む業務
J 信販・保険業界	単純なデータ収集作業	資格のある担当官	責任ある地位の営業手腕のある社員
K 不動産と家屋、可動できるもののレンタル、経済的サービスの提供	主に機械的業務をこなす事務職員	責任のある業務をこなす事務職員および会計係	大学卒業資格を有し、それ相応の業務をこなす社員
L 公的行政、防衛、社会保障	主に機械的業務をこなす事務職員	責任のある業務をこなす事務職員および会計係	大学卒業資格を有し、それ相応の業務をこなす社員

M 教育と講義	主に機械的業務をこなす事務職員	責任のある業務をこなす事務職員および会計係	大学卒業資格を有し、それ相応の業務をこなす社員
N 健康、獣医薬、社会福祉	主に機械的業務をこなす事務職員	責任のある業務をこなす事務職員および会計係	大学卒業資格を有し、それ相応の業務をこなす社員
O その他の公的・個人的サービスの提供	主に機械的業務をこなす事務職員	責任のある業務をこなす事務職員および会計係	大学卒業資格を有し、それ相応の業務をこなす社員

3.4 官僚機構費用を算出・叙述するためのエクセル・ツール

3.4.1 空欄のデータ表

法案・条例	
情報提供義務	
(必要な場合は) 区分	
ケースによる分類	

要求データ	法的根拠	遂行する必要がある行為	時間 (分)	標準料金(ユーロ/時間)	その他の費用(ユーロ)	価格(ユーロ) = 時間 × 標準報酬 + その他の費用	周期性 (F)	件数 (N)	数量 (Q) = F×N	行政費用 = 価格 × 量 (ユーロ)	由来 (%)		
											A	B	C
官僚機構費													
A : 国際水準											0 %		
B : EU レベル											0 %		
C : 国内水準											0 %		

規定法案		各省庁				
No	情報提供義務	行政費用	費用の由来			
			国際 %	EU %	国内 %	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

3.4.2 投資草案を例に取ったエクセル・ツール (抜粋)

法案・条例	投資法の修正案
情報提供義務	支店設立の意思表示および国境を越えたサービス提供の意図届出
(必要な場合は) 区分	
ケースによる分類	

要 求 デ ー タ	法 的 根 拠	遂 行 す る 必 要 の あ る 行 為	時 間 (分)	標 準 料 金 (ユ ー ロ / 時 間)	そ の 他 の 費 用 (ユ ー ロ)	価 格 (ユ ー ロ) = 時 間 × 標 準 報 酬 + そ の 他 費 用	周 期 性 (F)	件 数 (N)	数 量 (Q) = F × N	行 政 費 用 = 価 格 × 量 (ユ ー ロ)	由 来 (%)		
											A	B	C
通達書	第 12 条 1 項	要 求 さ れ た 情 報 の 評 価	6	37.60		3.76	1	4	4	15			
		要 求 さ れ た デ ー タ の 提 出	5	37.60		3.13	1	4	4	13			
		印 刷	3	37.60		1.88	1	4	4	8			
		点 検	12	37.60		7.52	1	4	4	30			
		説 明	14	37.60		8.77	1	4	4	35			
		送 付	1	37.60	10	10.63	1	4	4	43			
		保 存	2	37.60		1.25	1	4	4	5			
					43.0	37.60	10.00	36.95	官 僚 機 構 費			148	
A : 国 際 水 準											0 %		
B : EU レベル											0 %		
C : 国 内 水 準											0 %		

規定法案		各省庁				
No	情報提供義務	官僚機構費用	費用の由来			
			国際 %	EU %	国内 %	
1	支店設立および国境を越えたサービス提供の意思を届出	148				
2	投資会社が主催国（受入国）の第三者に株の市場取引を委託した場合を考慮して届出	96				
3	BAFin(ドイツ連邦行政調査機関)とBundes Bank(ドイツ連邦銀行)に対して株の最購入停止通知	48				
4	ドイツ連邦行政調査機関とドイツ連邦銀行に対して、簡素化されたものと詳細なもの、両方の事業内容説明書を提出	35,440				
5	ドイツ連邦行政調査機関とドイツ連邦銀行に対して、中間報告書を提出	187				
6	ドイツ連邦行政調査機関とドイツ連邦銀行の最終報告者による最終報告覚書の提出	18,305				
7	ドイツ連邦行政調査機関とドイツ連邦銀行に対して、年間報告書、半年間報告書、解散報告書の提出	35,939				
		90,162				

注：前ページの官僚機構費用「148」を本ページの項目 1、官僚機構費用の欄に記入する。